### 法政大学学術機関リポジトリ

### HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-08

### 関東幕領に於ける遠島刑

YAMAMOTO, Seiji / 山本, 清司

(出版者 / Publisher)
法政大学史学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法政史学 / 法政史学
(巻 / Volume)
14
(開始ページ / Start Page)
91
(終了ページ / End Page)
102
(発行年 / Year)
1961-10
(URL)
https://doi.org/10.15002/00010665

関東幕領に於ける遠島刑(山本)

# 関東幕領に於ける遠島刑

### はじめに

> 山 本 清 司

# 二、遠島事情

流罪制度の実態を伊豆七島にしぼりながら検討して見たい。

従って私は流罪史をその社会的背景の中で取扱い、幕領に於る

縁者から見継物あるいは見届物等と言われる見舞品も刃物、書物、 『船中用意薬鼻紙等相渡』『膳椀共船手江引渡』(5)されていた。又 銭被下叭4)と異なっていたのであった。 遠島にあたって この他 は幕府から流罪者に与えた遠島費の如きもの迄『揚座敷もの壱人 は船中別囲にて差遣候事』(3)と別囲をもって護送している。 更に 容された。これは遠島船内に於ても『御目見以上の流人並女流人 ニ付金弐両、揚屋もの壱人ニ付金壱両、平囚人壱人ニ付金弐分ハ 彼等は牢にあっても身分格式、性別によってその座も別々に収

火道具を除いて許されていた。

場迄為送』(6)ていたのであるが、この頃の御手当番所は『偖此頃サダ 所より毎年交代で出船したのである。 遠島用船等の事を掌り毎年交代にて勤めしとぞ』(7)と見え以上の 堀、深川新田島、浜御殿大手向の五ヶ所に御船手組屋敷ありて、 海上諸般の事を監察し、 尚又 霊岸島、 深川万年橋、 永代橋北新 は霊岸島川口、永代橋川口、浜御殿口の三ヶ所に御番所と称えて のは駕篭に乗せ町人足ニ為昇、平囚人は持篭ニ乗せ非人足ニ御船 出帆の日、流罪者は牢から出され諸手続を終了すると『揚屋も

所で検閲を受け、そこから相州、豆州の浦々へ出でそこで風待ち をするのである。即ち、その一札を左にかかげると その経路は江戸をたつと品川沖で一泊し、それより浦賀の船番 差上申一札之事

·刻上遊御出船御滞留中御非分成儀無御座候 流人御用船当六月二日申之上刻当湊江被遊御入津同三日夘 **慶応二寅年六月三日** 豆州稲取村 以上 名主、元八

御用船御役人衆中様(8)

川太郎左衛門、庄田主水が文久二年に出した浦触を見ると、 の様な書状を浦々の名主は船中役人に差出たのであるが、更に江 **候ハバ早速助船を出し可然廻船之儀可相達候 以上** 々又者何島江船掛候共番等堅申付油断有之間敷候、自然逢難風 此度 新 島流罪之もの庄田主水ぐ被仰渡被遺候、若渡船之内浦

江川太郎左衛門愈

田主 水郵

同国附島々名主年寄(9) 伊豆国浦々名主年寄

三宅島役人の管轄を以って両島に遣した。 両島へ遺候事』(10)と三宅島に於て流人は全て降され、それ以後は 御蔵島両島への流人は三宅島迄差遣、島守に相渡夫より順風次第 幡村より大島の波布港につき、それより三宅島に至っている。し を経ている。豆州の浦々からは井上正鉄翁在島記によれば伊豆八 てその経路は江戸―浦賀―相州浦々―豆州浦々―七島という順序 かし普通は伊豆より新島、三宅島と至り三宅島に於て『八丈島 は同時に豆州の浦々から七島へ渡った事を示すものである。従っ と遠島船が浦々あるいは島々に入津した時の諸注意を与え、これ

流人名連記

流人帳を見ると、

申付候ニ付』(11)と三宅島、新島の廻船を持ってあたったが、実際

当時遠島船は『遠島者取扱い候節は三宅島、新島船の内御用船

文久三亥年十一月十二日巳之上刻、三宅島九郎右衛門船二

九二

伊沢源太郎、田中友吉(12) 人四人御軍艦奉行矢田堀景蔵様御組警固同心衆鵜田治郎太夫、

行がこれに当り、慶応元年以後は島役人がこれにあたっている。 常は船番組屋敷の役人が同乗しているが、文久三年には御軍艦奉 持、水主に一人扶持、又流人にも一日一人扶持が与えられた。 たって、幕府は一艘に付金十九両二分、その他船頭に一日二人扶 さ三間、横幅六尺高さ四尺の船牢が作られ、又この流人運送にあ 法大秘鑑』(3)によると船は五百石積位で船頭水主八人乗、櫓の長 の如く島船がこれにあたっている。『三宅島新島八丈島三ヶ島刑 新島流人帳によると毎回船中警固役人は三人を持って成し、通 注(1)「御定書百ケ条」百三条御仕置形之事

- (2)天保類集十三、平松義郎著「近世刑事訴訟法の研究」 九六四頁所収
- (3)「御定書百ケ条」百三条 御仕置形之事
- 4 遠島もの出帆手続左之通御座候、刑務協会編 刑史稿」所収 「近世行
- 5 同右文書
- 6 同右文書
- (7)「井上正鉄翁在島記」一一七頁所収
- 8 前田長八著「新島大観」二五二頁所収
- 9 新島本村役場所蔵文書
- 「御定書百ケ条」百三条 御仕置形之事
- 和泉守殿佐久間三蔵を以御渡覚、刑務協会編「近世行 刑史稿」所収
- 関東幕領に於ける遠島刑(山本)

- 12 大間知篤三著「八丈島」四八頁所収 前田長八編「新島流人帳」上野図書館所蔵
- 流 人の

生 活

島え相渡候迄宿相極め水代薪代家屋代と申逗留中は日数多少に不(fyke)申着船之砌差出申候』又一人前金二分二朱宛を『右者流人頭え当申着船之砌差出申候』又一人前金二分二朱宛を『右者流人頭え当 人との流人受手続がすむと『私共儀島着之砌ゆへ十力に暮罷在候 うか。先ず八丈島割流人の三宅島での風待ちしていた情況を天明 下に置かれ、その世話料を一人前二朱宛『右は流人頭之世話賃と 間流人頭と申儀に候得ば諸事相談相頼任罷申候』と流人頭の支配 元年流人が八丈島役人に報告した「流人渡島始末の請書」(1)を通 され、仮の寺宿りにも一日朝夕飯料として銭二百文、湯銭として た。流人の出費はそれにとどまらず、浜からの荷物の運送に俵物 限右之通差出申候』と流人頭は新蒼流人から諸名目で収奪を行っ してその第一歩をさぐって見る。島着流人は船中警固役人と島役 一個銭二百文、樽物同四百文、風呂敷包百文他の割合で運賃を課 一百文を取られている。従って彼等流人は では配流地に於ける流人の生活は如何なるものであったであろ

持参之品金銭之代りに払申候尤年々相渡候流人之内ニは着船入、新雑用懸並宿払等ニも引足不申侯間着用之衣類又は何品にてもは従 御公儀様為渡世金被下置候左様のものは前書之通着船之 用之用捨願候者も有之候得共先例之由申之免角為出申候依之貯 人用多差出候得共碇と覚不申候如此諸入用難儀仕候見届無之者 『右之通先々より当島え渡り候流人諸入用差出申候右之外色々

存在し、流人の統轄者として権勢をふるっていたが、その出身階 様で当初より多難の生活状件が彼等を待ち受けていたのである。 中並百姓衆門々朝夕両度宛相廻給物乞請致助命誠乞食同様』の有 も持参之品金銭の代り相払申候』と文字通り裸となり『彼島役人 らぬ散財を致し、勿論平囚人の如きは『着用之衣類又は何品にて 層も武士階級か神職者で身分格式が高いものが普通であった。し と見られる如くその生活の第一歩は諸入用の出費によって思もよ ここに出て来る流人頭は八丈島、三宅島、新島では常に一人宛 々朝夕両度宛相廻給物乞請致助命誠乞食同様之体に御座候』無之者永逗留仕候得ば給物取続難仕候間彼島役人中並百姓衆門、

の代表的な延享二年の『流人江可申渡御条目』(2)をあげて見る。 なものであると思われるので少し長いが、多くの文書の中からそ 人に臨んでいる。この文書は流人生活を検討するのに非常に重要 示し、島内に於る所謂生活心得なる行政上の支配規制を以って流 かかる流人の着島情況の中で更に島役人は流人へ『申渡書』を 流人江可申渡御条目

かしその具体的な究明は残された問題である。

並便船人出国之節内通不仕様ニ相心得候 見口当帳ニ記之江戸御役所宛口項指遣候、渡海之偽船船頭水主 状之儀者名主江願出候而披状相認可差出候、尤神主名主年寄披 御公儀被仰出候御条目之趣堅可守候親類縁者江遣候書

但親類ゟ差遺候書状並見届物之儀者当着次第我等共立会相改流 人江急度相渡候而右請取返書早速可出之事 、漂着船或者旅人日和待之内出会候儀堅ク御法度ニ候事

> 仰付置候事 漁船共走り道具等入念粗末無之様船持共常々可仕之旨、堅ク被 一、流人御仕置之儀別而島逃去不申様ニ島中ニ而油断不致廻船

儀□□候間相煩候節者年寄之流人心ヲ付相労可申事 且又流人相住候家之儀御口或者死亡之跡目先規其地主江相渡事 成共送り雑物之分者右申置無之候て島役人江申支セ可受指口候 注進書差出之候、右相果候流人雑物之儀者其もの遺言ニ而誰江 立会病死ニ紛無之哉之旨□□分之上死骸為取置申候尤御代官汀 一、流人病死致し候節者流人之内早速名主方乞可訴候、 候、雑物無之流人ニ候共相果候ハゝ其訳可申聞候勿論流人之

一、博奕懸之諸勝負一切致間敷事、尤宿致間敷事 一、出火之節島百姓同所ニ欠付相防キ怪火等口同様ニ万心掛事

もの者之候ハバ仲間流人ゟ可申出候、随分大切ニ身持仕者口可 一、常々心立悪ク酒狂等ニ而喧嘩口論ヲ好或者徒党ケ間敷企候

尤漁事有之時分浜ニ而猥成儀共無之様ニ急度可心得事 候、漁有之節者浜江罷出随分精出手間致魚貰ひ渡世大切ニ 一、貧窮の流人渡世之儀先規ゟ野止しもの海藩ヲ夫食ニも致

而可致耕作候、渡世之儀曽而油断致申間敷專

一、島百姓荒し置候畑有之候ハハ其畑主願候而手伝等も致相対

夫食口口不足候之由ニ而流人水汲女指置候儀近年皆停止被仰付 候上者水汲女者仕申間敷事 一、水汲女差置死亡又者御免等ニ而茂子共者島ニ相残弥島百姓

右之趣者御条目御代官を毎年被仰渡候流人之儀みたりとも不

法之儀於有之者重罪之間此旨堅ク可相守者也

「三島大概録」に「伊豆七島流人取扱方」(3)なる以下の史料が更に多くの傍証史科を引用しつつ彼等の生活を検討して見る。以上この文書は虫喰の為不明瞭な所もあるが、これを中心とし延享二年丑三月 役 所

之流人は百姓組合にて養ひ申候り闡引仕当村役人え引取某村々へ召連、百姓家へ預夫食諸事無申候流人御証文に引合上乗のものより取之、村割之儀は前々よ一、年々被差遺流人取扱之儀は地役人浜方へ罷出島着早々陸上

養っていた事が明らかである。の手伝い等をさせたが、これさえ出来ないものは五人組が順番にの手伝い等をさせたが、これさえ出来ないものは五人組が順番にの文書によると村割の定った流人は五人組に預けられ、農事手伝為仕農業難出来流人共は村々百姓方ニて順番に相養申候一、在島中見継等有之流人は格別、職分無之流人は百姓農業の一、在島中見継等有之流人は格別、職分無之流人は百姓農業の

所蔵されているが、ここに掲載する事は省く。 って流人を引取っている。この様な文書は新島本村役場に数多く 等を犯した場合、それが些細な時は受持五人組がその身受人とな かれず自活出来ない場合はその五人組で養い、又受持流人が出入 かれば自活出来ない場合はその五人組で養い、又受持流人が出入 から活路を開いて生活した。しかしそれ以後も五人組の責任は解 から活路を開いて生活した。しかしそれ以後も五人組の責任は解

な生活をしていたが彼等の生活意識は先ず食べる事を以って第一原則として特別の牢に収容された訳ではなく比較的島内では自由人間が生死の境を彷徨する時先ず求めるのは食である。流人は

農産物の生産によって生活を支える事を申渡されている。書に『島百姓荒し置畑有之候ハゞ云々』の一条は彼等が積極的にによって魚を貰ひ渡世の足しにする事をうたっているが更に同文は流人が山野の植物、海岸漂着の海藻、漁業期には浜方の手伝いよ野止しもの海藻ヲ求食ニも致云々』という一条が見える。これとした。前に掲げた延享二年の文書に『貧窮之流人渡世之儀先規とした。前に掲げた延享二年の文書に『貧窮之流人渡世之儀先規

によっても彼等が法渡の野牛を食す事によって渡世の足しとして でよっても彼等が法渡の野牛を食す事によって渡世の足しとして でよっても彼等が法渡の野牛を食す事によって渡世の足しとして

彼等の生活は唯生命を維持するという一事に必死であったに相違うが一度冬になると風速二十米の季節風が荒狂う七島にあっては春夏秋という時期は彼等にとっても比較的過し安かったであろ

いた事は明らかである。

岸で死亡する者が少なくなかった。これは海岸に流れつくものを 五人のほとんどが十一月~三月の間に出ている事からその様を伺 拾って生活の糧としている事を物語っている。 日磯ニて波に払われ死神田無宿金蔵』(?)とある如く冬になると海 兵衛、元文元年十二月晦日磯にて死無宿乙三郎、同三年十二月四 ない。従って例えば『延享元年二月六日磯ニて相果無宿盗人四郎 い歩くのもよいが冬になると島民とて豊富な食糧があるわけでは 働きのないものはその日の食糧にも困った。最初は島民の家を欠 い知ることができる。彼等は冬になると農漁業の手伝いはなく、 「新島流人帳」記載流人総数一三三三人のうち病死者六五

その食生活に極めて重要な意義を持った。 る。従って彼等流人の下層クラスは山野の動植物、海岸漂着物は ないだ事は 近藤富蔵の「八丈実記」 天保五年の 記録でも 知られ 冬期の野草アシタバやフキノトウ等を採食する事によって命をつ 前にあげた法度の野牛を食糧とするのもこの頃の事であるが、

る

られる見継物は極めて大きな意義を有する。 かかる生活状態の中で内地の縁者から配流地の流人に送り届け

流人は見継物に接する機会は非常に少なかった。しかし見継物は 紙、筆墨、傘の如き生活必需品が送り届けられている。 油、砂糖等の食糧品が最も多く、衣類、手拭、風呂敷、鍋釜類 永四年の控帳(8)を綜合すると金と米、麦、豆類、味噌、醬油、 の第一条に見られる如くであるが新島に現存する明和六年及び安 その階層も僧侶、武士あるいは百姓町人の一部に限られ多くの 見継物についての規定は前掲延享二年『流人江可申渡御条目』

> の文書でも明らかである。 当時流人の生活段階にあっては極めて重要なものであった事は次

を営んでいた事を物語るものであろう。 出されるという事は事実上多くの流人が水汲女を置いて夫婦生活 の「流人申渡書」が厳禁している所である。この様な文書が度々 も水汲女を差置く事は禁止されており、現存するほとんどすべて 流人生活にとって如何に重要な意義を有するか明らかである。 見継物遅延の為困窮している有様を訴えている事からも見継物が 国へ御申被遣金子拾四五両程而も参候様御申被遣可被下候』(9)と 而磯左衛門、次八殿至而御難儀被成候趣ニ相聞申候貴公様ヨリ本 末文に『当島揚り飛驒衆中御方へ金子届け者絶テ御座候ニ付、別 た高山、甚兵衛の一子勘左衛門が坂野屋万里公寺にあてた手紙の 人の一揆頭取格を流した。その後父の先途を見届ける為に渡島し れであるが、この一揆で死刑の他十七人の遠島者を出し新島に五 更に流人生活を支えたものの一つに 水汲女 をあげる事が出来 安永二年飛州に大規模な百姓一揆があった。所謂大原騒動がこ 水汲女とは流人の事実上の妻である。前掲延享二年の文書に

三年の八丈島の人口構成を見ると表(1)(12)の如くである。 る。即ち一例として天明二年四島の人口構成とその八年前の安永 して一片の条文や申渡しで押えきれるものではあり得ない。 営む時、人誰しも愛を求むるのは自然の成行であろう。それは決 それに加えて島の人口 構成にもその 重要な 原因がると 思われ 遠く内地を離れ親兄弟妻子に別れ精神的物質的に孤独な生活を この表から各島の人口は特に男性より女性の方が一~二割も多

関東幕領に於ける遠島刑(山本)

助けとしていた事は明らかであるが、更に『此島に薬師堂有……書状と絵画が現存している事から彼が絵を売る事によって生活の

藤右衛門宅に三宅島流人として元禄十一年流罪となった英一蝶の職人、武士、百姓の如きがそうである。例えば現在新島の梅田

			表	<b>—</b> (1)	天明 2	人口	1構成	表			
島別	_	内訳	戸	数	総人口	5	身 性	:	女	性	在島流人
大		島		525	2,336		1,147	·	1,	189	2
新		島		344	1,990	ı	848	3	1,	061	123
神	津	島		172	911		423	1		488	1 1
=	宅	島		270	1,650		785	;		865	146
八	丈	島		6 <b>2</b> 9	4,770		2,252	?	2,	518	178

注) 八丈島の場合、浮田流人、島内出生流人を在島流人中に含む。

ていたの

的性格を有していた事は否めないが、中には積極的に島民生活に

活路を開いていった者もある。

木仁兵衛ト申仁ト某シ両人ニ而塗上ル、仏前金具者上木仁兵衛寄(甚か)。のあ『安永六丁酉従二月仏前塗地掛ル塗師飛驒国上も伺われる。即ち『安永六丁酉従二月仏前塗地掛ル塗師飛驒国上

の日記に書いている事からも彼の積極的態度が知られる。の筆なり』(2)と代官三河口太忠が寛政八年に三宅島を巡見した時の

又新島に於てもこれに似た事が「長栄寺歴租次第」(ユ)によって

いという 如 何 んともし

難い事

左右之扉に仁王の画有、

仏前のらんまに竜の画ありともに英一

かかる人口問題という根本

大流行を未然に防いだ事がしるされている。 儀ニ付自訴御届書』(音)と言う流人の差出した書状によると種痘の薬貰候』(社)とある事からも明らかであるが、明治八年の『種痘之事は『当島ニ医師無御座候、流人之内医師心得有之者候得者病人ており、島内に於ける医師等も流人の心得あるものが行っている

年新島岩郷村の井戸堀工も下総及び越後の百姓が実質的には行

生かして積極的に工事を請負っているのである。あるいは明和二附』と安永二年飛驒大原騒動に活躍した甚兵衛が自からの技術を

時的にせよ島の文化向上に役立った事も否定出来ない。 へいい 新田の開発や 村の書役として 彼等の 積極的活動が

油断不致』これを監視したのである。 物語る所である。しかればこそ前掲延享二年の文書に『島中ニ而物語る所である。しかればこそ前掲延享二年の文書に『島中ニ而掲載出来ないが新島本村役場に現存する数多くの出入関係文書が流人対島民の出入が後をたたなかった事はここには紙数の関係で如く博奕を好み、酒狂等にて喧嘩口論を好み、流人対流人果てはかしはとんど多くの流人は前掲延享二年の文書にも見られるしかしほとんど多くの流人は前掲延享二年の文書にも見られる

に今一つは流人総数の三六%の高率を占める無宿人層の存在であこの様な出入や島抜の多い最大の原因は物質的窮乏にある。更

九八

る。文政七年に新島本村、若郷村百姓代、年寄、名主の連印で出 した『乍恐以畵付奉願上候』(16)の末文に以下の様な文言がある。 得共恐多御願奉存候故差押置候処小前実々相願此度連而願出候座候而己来無宿躰之身分御渡方御免被成下置樣小前度々願出候之内当島之儀口島ニ而前□奉申上候通ニ而何卒可相成候儀ニ御 二付無口儀乍恐取次奉願上何卒御憐愍被為下前従口被為御聞訳 『右之次第ニ付小前之者共数度願出候儀年々流人御渡有之三鳥

彼等の生活が例外はあるにしても、唯生命を維持するに最底の線 であった事が知られる。 みじくあわれなり』(16)と言わしめた如くである。しかればこそ、 やせ衰へ色青ざめて此世の人とも思えぬばかりにて、其さまはい 連而この無宿人層の流人配流の停止を願っているのである。 『けふはこのしまの流人みなよびいだすことを見るに、おほかた しかし彼等流人の生活は概して貧困で、代官三河口太忠をして

(1)「天明二年七島巡見志」深川図書館郷土資料室所蔵

- (2) 新島本村役場所蔵文書
- (3) 刑務協会編「近世行刑史稿」所収
- (5)「流人江申渡書付」年月不明、新島本村役場所蔵文書 (4)「流人取締方申渡書」文化十年、新島本村役場所蔵文書
- (7)柳田国男著「八丈島流人帳」島一巻三号所収 (6) 「差出申御請証文」天保三年、同右役場所蔵文書

の様になる。

(8)「流人見届物帳」明和六年三月、「流人雑物帳」安永四

合二四%と他に比べて非常に高率であって、更にこれを年代的に

この表から先ず第一に無宿者が新島の場合三六%、八丈島の場

とある事によっても明らかである。しかればこそ百姓小前の者の 御勘弁之儀私共同様口重而茂奉願上候、以上』

# 年十月、新島本村役場所蔵文書

- (9) 「巴山より坂野屋万里公寺充正月五日付書状」新島、前 田長八氏所蔵
- 11 10 島前村々流人妻子宗門御改証拠帳、 「天明二年七島巡見志」より作成、八丈島の場合は安永 三年「伊豆国附島々様子大概書」より作成 横山弥四郎著「麗
- 12 三河口太忠「七島日記」中巻、 寬政八年、 写本上野図

岐の流人」所収

- (1))「伊豆諸島文化財総合調査報告書」第二分冊 書館所蔵本 四四〇頁
- 15 (14)「新島差出帳」正徳四年、新島本村役場所蔵文書 前田長八著「新島大観」二六八百
- 16 新島本村役場所蔵文書
- 17 三河口太忠「七島日記」中巻、寛政八、写本上野図書 館所蔵本

### 四、流人帳 分 析

くなる。更に八丈島流人について川崎氏の報告(1) によると表(3) 況を検討して見る。 先ず階層別構成を新島流人帳によって作成して見ると表20の如 ではかかる流人の生活状況の中で七島に送られた流人諸層の情

表--(2) 新島流人階層表 階 人 層 数 比 (%) 関東幕領に於ける遠島刑 無 宿 486 36.45 商家、 家持町人寄子 17.57 234 家及苗字带 刀 13.95 186 百 姓 7.35 98 間 足 坊 主 仲 83 6.22 非 人侶 6.15 82 僧 58 4.35 居 候性足頭主人師 38 2.85 女人組名職医す神 1.94 26 (山本) 0.75 10 0.46 6 0.46 6 0.38 5 4 0.30 ŋ 0.30 4 職 3 0.23 遊穢 屋 2 女 0.15 多 人 頭 0.07 1 非 小 頭 屋 0.07 1 計 1,333 100.00

は全体的な増加の傾向があるにしても無宿人層の場合顕著にそれ があらわれている(2) 四年迄八〇年間に三七五人と江戸後期には激増しており、 名、享保十六年~寛政三年迄の六○年間に二三名、それ以後明治 見ると 八丈島の場合 元禄十五~享保十六年迄の 三〇年間に 六四

文八年より明治四年迄二〇四年間一、三三三人年平均六・五人、 更 七人年平均約七人を送っている事になる。これを図式化すると図 に八丈の場合 慶長十一年より 明治四年迄凡二七〇年間に一、八八 ―⑴及び図―⑵(3) という結果が得られる。 更にこれと関連して新流人の変遷に目を向けると新島の場合寛

階

従

下

小

浪

士

僧

農

工

商

雑

女

計

無

店

宿

借

層

者

士

者

士

図―(1)新島の場合概して三つのピークを持っており、

最初のピ

一つに

表一(3) 八丈島流人階層表

人 数

196

25

163

117

33

237

254

7

54

74

69

462

196

1,887

比 (%)

10.39

1.33

8.64

6.18

1.75

12.56

13.46

0.37

2.86

3.93

3.66

24.48

10.39

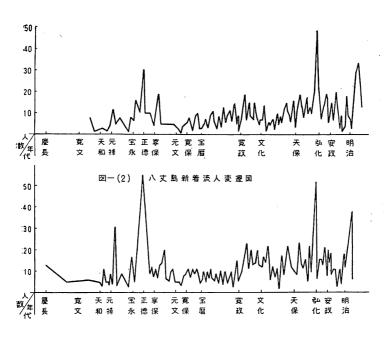
100.00

背者遠流神津島三九人』と見え、又 影響を受けるものだと思われる。第三のピークは明治三年前後で して最大のピークは天保十四年の前後でこれは勿論天保の改革の 三二人、これは明治維新の結果である事は言う迄もない。 人』とある所から流罪者が多かった事が明らかである。第二のそ 先代の御法会によって 死一等を滅ぜられ 流罪に 処するもの 九九 ークは宝永五年の三一人であり、これは徳川実紀によると『此度 更に元禄二年の小さなピークは徳川実紀によると『生類憐愍違

壱人 より御断ニ而越中守家来竹右衛門中畑清助今助九郎連来付牢舎 者熊を殺候由ニて越中守方より戸田山城守殿え相達し山城守殿 『元禄四年未九月五日 次兵衛 是は津軽越中守様領分奥州石田田坂村之百姓此

とかかる史料が所々に散見する所より、これは五代将軍綱吉が貞 右之者申八月新島江流罪』(4)

九九



享四年「生類憐み令」を出した結果である。この様に享保改革、 寛政改革も流人変遷に敏感に繁栄している。

合は国じ傾向を示している事が明らかである。 五三人、明治二年三七人と概して四つのピークを持ち、両島の場 八丈島の場合も元禄二年三一人、宝永六年五六人、天保十四年

流地となり、表4)の八丈島の総人口は明和年間の連続飢饉によっ 帳及び島概観帳(ア)を整理すると表5の如くなる。 書(6) によった。更に天明二年より三三年後文化十二年の村明細 うか。先ず天明二年の割合は表仏(5)の如くであるが、この場合 八丈島のみ記載がないので八丈島の場合、これ以前安永三年の文 表―仏⑤からこの頃既に新島、三宅島、八丈島の三島が主な配 ではこれからの流人が島内でどの位の割合を示めていたであろ

島別 三 大 新 神 宅 丈 津 内訳村数 島 島 島 天明二年島内流人在況表 家数 讀 듇 王 総人口 計 九 流在 入島 冥 扝 ≡ 流人口対一方 六<u>二</u>% 八六% 三·七%

する家数 三宝軒

島

二六軒

一九軒

で五~六軒の割合を占めている。

対する家数の割合も新島で二~三軒、三宅島で一~二軒、八丈島 宅島で八~九%、八丈島で二~三%の割合を占め、又流人一人に て半減しているが、概して総人口に対して新島では六~七%、三

00

るかに上回るものである。新島及び八丈島の場合、ほとんど国じ

科種 賭

盗

批

殺

喧

詐

無

放

女

雑

不

家中出入

計

火

件

明

犯僧

関東幕領に於ける遠島刑(山本)

### 表 |-|5) 文化十二 島内流人在況表

大	利	新	神	Ξ	御	八	島/別
			津	宅	蒧	丈	17.1
島	島	島	島	島	島	島	/ 内
五.	_	=	_	Ħ.	_	-	村数
赉	丰	臺	憲	葁	六	, 00 1,	家数
二、九五	臺	三、01元	一、	三、0完	三	八三三	総人口
		型	=	丰		ë	流人数
		± <u>÷</u> =%	<u>?</u> %	八. 五%		= 29%	流総人口対
		二头軒	二半軒	一。野		弄軒	する家数

表 (6) 流 人 結 末 表

≣	=	九	二	10	云	会	至	島	新
吾	<del>=</del>	五四	弄	二	 	哥	芫	丈島	八
不	餓死	死亡	抜船	変死	他之島で死亡	赦免	病死	内訳	島 /

も蒙ったのは新島、三宅島の島民であった。 よりははるかに暮しよかった。又逆説的に言うと流人の迷惑を最 この事のみについて言えば八丈島の流人は新島、三宅島の流人

るであろうか。新島流人帳及び八丈島の場合を暮田報告によりこ いる。しかし実質的には死後赦免が非常に多く、病死が赦免をは れを綜合すると表(6)の様な結果を得た。 島内でかかる割合を占める流人は一体どの様な結末に終ってい 表例から病死と赦免とは概して同じ位で全体の大部分を占めて

-(7)

表们によると博奕犯が最も多く江戸中期新島の場合約二九%、

ものについて示すと表们の如くである。

丈島の方が圧倒的多数を占めるのは、八丈島流人は三宅島で風の 傾向を示すが「来島の途中及び他島に於て死亡」という項のみ八 る江戸中期のものと八丈島の文政六~嘉永四年に至る江戸末期の 貌を明らかにする事は出来ないが、新島の寛文四~享保四年に至 都合等で数カ月そこに滞在する場合が多いからである。 次に流人の罪名は如何なるものであったろうか。ここでその全

長者七九歳、最年少者は幕府の規定年齢一五歳であり、新島の場 多く、又八丈島江戸末期の場合女犯僧が多い事が特徴である。 江戸末期八丈島の場合各々三八%、四○%で他に比べて圧倒的に 彼等の流罪当時の年令は八丈島の場合、平均年齢三五歳、最年

### 八 丈 島 島 新 年代 文政6~ 天保3 天俗3~ 嘉永4 寛文4~ 享保4 博 57 55 82 2 2 賊 17 去 14 2 15 5 人 0 11 嘭 10 13 12 0 0 公事出入 7 不受不施 7 0 0 5 5 欺 5 0 0 宿 5

5

0

0

53

4

196

0

11

19

0

12

145

0

12

47

0

40

202

流人罪状表

0

分を占めている。 合最年長者七四歳、最年少者一五歳で二三歳~三六歳がその大部

犯した時江戸近辺に居たものだと考える。 明、世後、薩摩に迄及んでいる。これは天領でなくとも罪を所の直接処分を受ける高度の罪であったか、そうでなくとも弱い、因幡、豊後、薩摩に迄及んでいる。これは天領でなくとも幕思、因幡、豊後、薩摩に迄及んでいる。これは天領でなくとも幕思、因幡、豊後、薩登、飛驒、丹後、は津軽、出羽、陸奥、佐渡、越前、越後、能登、飛驒、丹後、は津軽、出羽、陸奥、佐渡、越前、越後、能登、飛驒、丹後、

- 注(1)川崎房五郎著「江戸時代の八丈島」
- 頁、表(2)参照(2) 拙稿「近世に於る流罪制度の実態」法政歴研八号五四
- 四頁所収の多著「八丈島の流人」地方史研究三六号、

\_

- (5)「天明二年七島巡見志」深川図書首郷土資料室所蔵(4)石井良助編「近世法側史料叢書」御仕置裁許帳
- (6) 大間知篤三著「八丈島」伊豆国附島々様子概書
- (7)「伊豆国七島記」文化十二年写本、筆者所蔵

# 五、むすび

会的基盤が作り出されていたという事が注意される。それらの生弾圧によって非常に不安定なものであり、無宿人層を生み出す社無宿人層が圧倒的に多い事から近世後期の社会層が相次ぐ改革、て来たが、第一に江戸後期に流罪者が急激に増加しており、特に以上私は遠島手続、経路、流人の生活及び流罪人の諸情況を見

と再強化に努めた。 と再強化に努めた。 と再強化に努めた。 と再強化に努めた。 では、逆説的に言えば彼等封建社会の為政者は改革、弾 反映しており、逆説的に言えば彼等封建社会の為政者は改革、弾 反映しており、逆説的に言えば彼等封建社会の為政者は改革、弾 を再強化に努めた。

事なく流人を送り続けた。 事なく流人を送り続けた。 事なく流人を送り続けた。 事なく流人を送り続けた。 事なく流人を送り続けた。 事なく流人を送り続けた。 事なく流人を送り続けた。 事なく流人を送り続けた。

創造して行く如き新しい力とはなり得なかった。時的には島の文化に貢献したとしても、島の文化をその根本から不安定であった。生活に根を持たぬ彼等流人の活動は部分的、一事が出来たのはその四割弱に過ぎず、その生活は極めて貧困且つ事に僅人もその大半が配流地で死亡し、再び本国の土を踏む

第四に七島への流罪者は刑事犯が多く、反封建勢力や反幕府勢 第四に七島への流罪者は刑に拠せられてしまったからである。 しいう事は、そ力に関連する政治犯の如きは極めて少なかった。という事は、そ力に関連する政治犯の如きは極めて少なかった。という事は、そかに関連する政治犯の如きは極めて少なかった。という事は、そかに関連する政治犯のが罪者は刑事犯が多く、反封建勢力や反幕府勢